

## 【労務】令和3年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめ

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和3年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。これは、7月16日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会でも調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定です。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/210907-01.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_20421.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20421.html)

## 【労務】雇用保険の高年齢被保険者の特例の創設と、その特例に関する省令の改正

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第125号）」が公布されました。来年（2022年）1月1日より「65歳以上の労働者を対象に本人の申出を起点に、2つの事業所の労働時間を合算して『週の所定労働時間が20時間以上である』ことを基準として雇用保険を適用する制度」が施行されることとなり、省令案には制度の対象者となる要件が公表されています。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/210907-02.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000794806.pdf>

## 【労務】有期雇用労働者の育児休業給付・介護休業給付の支給要件の緩和

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第126号）」が公布されました。出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置を講ずるものです。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/210907-03.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000794810.pdf>

※ 掲載記事に関してご質問等がございましたらお気軽にご連絡ください。

人といきる



千代田区飯田橋 1-8-10 キャッスルウェルビル 8階  
あすか社会保険労務士法人  
TEL03-3511-3524 FAX03-3511-3525  
E-mail [info@asuka-sr.or.jp](mailto:info@asuka-sr.or.jp)  
HP <http://www.asuka-sr.or.jp/>